

生駒市条例第19号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在職する職員が平成22年度において使用することができる年次有給休暇の日数は、改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の規定にかかわらず、改正前の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の規定により平成22年に使用することができることとされていた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあつては、その日数を減じた日数）に5日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で

任命権者が定める日数)を加えた日数とする。

- 3 前項の場合において、平成22年度に使用することができることとされる年次有給休暇のうち、平成21年から平成22年に繰り越された年次有給休暇の日数に相当する日数に係るものは平成23年3月31日まで、平成22年1月1日に使用することができることとされていた年次有給休暇(平成21年から繰り越されたものを除く。)の日数に相当する日数に係るものは平成24年3月31日まで使用することができるものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が定める。